

第127回行政苦情救済推進会議 議事要旨

1 日 時：令和5年3月8日(水)16:00～18:00

2 場 所：中央合同庁舎第2号館 第1特別会議室 (Web会議併用)

3 出席者 (敬称略)

座 長 江利川 毅

小野 勝久 (Web)

梶田 信一郎

齋藤 誠 (Web)

榊原 一夫

高橋 滋 (Web)

南 砂

(総務省) 行政評価局長 清水 正博

行政相談企画課長 渡邊 浩之

行政相談管理官 高橋 喜義

企画官 大塚 正高

4 議 題

(1) 審議案件

調理師試験の受験資格の確保について (新規案件)

(2) 報告案件

新型コロナウイルス感染症対策に伴う入国制限で受験できなかった介護福祉士国家試験の受験手数料の返還について (第125回及び第126回付議案件)

5 議事要旨

(1) 審議案件

調理師試験の受験資格の確保について（新規案件）

事務局から、資料に基づき案件の内容の説明が行われた後、案件の検討が行われた。出席者の主な意見等は以下のとおり。

- ・ 個別労働紛争解決制度については、周知すべきであると思うが、一般の申請者には利用のハードルが高いため、他の救済方法と両立させるとよいのではないかと感じる。
- ・ 受験資格の証明について、勤務先の施設長への義務付けはなかなかハードルが高い。また、食べ物を扱うことを踏まえると、自己申告を認めることもハードルが高いと感じる。
- ・ 申請者にとって一番手早い方法は施設長に証明してもらうことである。それがなかなかできなかった場合に調理師団体などの適当な他の団体に証明してもらうという手順は申請者にとって手間が掛かるものなので、そのハードルを低くする方向で考えるのがよいのではないかと感じる。
- ・ 申請のハードルを下げることは大事であるが、食品衛生に関する資格であることを考慮すると自己申告だけで証明することを認めることもなかなか難しいので、第三者証明を認める場合を拡充して、施設長の協力を得られないときには実際に調理業務に従事していたことが申請者以外の目で分かる書類があれば足りるとすればよいのではないかと感じる。その旨の規定については、法令改正ではなく内部的な通知で対応することも考えられる。ただし、個別紛争解決制度も利用できる旨の教示も併せて行う必要があると考える。
- ・ 個人事業主の場合は給与明細がないことなども考慮する必要がある。施設長の協力を得られない場合について、申請者によって前提が異なる。
- ・ 第三者証明を認める場合の対応としては、食品衛生協会にもいろいろな支部があることを踏まえ、公的な団体からの正式な証明を原則とすることで、汎用性のある証明を得てもらうことがよいのではないかと感じる。
- ・ いろいろな方法で対応を講じる。施設長に証明してもらえるようにするのが一番自然で合理的な方法だと思われるが、それがどうしても無理な場合に限って第三者の証明も認めるなど、強弱をつけた解決策で対応できないものかと感じる。
- ・ 食品を扱うプロフェッション（専門職）の資格であることから、要件を余り崩せないと思う。
- ・ 食品衛生協会に調理業務の補助者の登録はないのだろうか。登録の制度があれば、それを活用して証明を簡略化できないだろうか。ただし、食品衛生に関わる業務であるため、要件を緩め過ぎると危険である。業務の実態を踏まえてもう少し検討できればと思う。

- ・ 運用上の問題として、証明できる人が存在するが証明書を書いてくれない場合が想定されていないとのことで、そういう事例について、基本的には第三者証明で対応できるようにし、最後の手段として自己申告を認める方法も考えられるところ、まずは第三者証明の範囲を検討することとなるか。
- ・ 事務局では、他の試験において、法令上で施設長に証明を義務付けしている例はないという認識である。
- ・ 本推進会議メンバーの意見はほぼ同一である印象。施設長の証明が得られない場合について、申請者の業務状況が不十分などの様々な原因があると思われる。施設長に証明を義務付けることは難しいと考えられ、施設長が証明しないことを一概に問題とすることはできない中で、施設長による証明を基本とし、それが難しいときにハードルが余り高くない形での第三者証明を利用可能とできないかというもの。
- ・ 行政としてできることは何かということをも今日の意見を踏まえて厚生労働省に照会してほしい。

(2) 報告案件

新型コロナウイルス感染症対策に伴う入国制限で受験できなかった介護福祉士国家試験の受験手数料の返還について（第125回及び第126回付議案件）

事務局から、厚生労働省の対応結果について、資料に基づき説明が行われた。特段の質疑は出なかった。

以 上